

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により 被災されたお客様への電気料金等の特別措置について

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。
弊社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域において、電気料金等の特別措置を講じること
といたしました。

対象地域において被災されたお客様からのお申し出に応じ、特別措置を適用させていただきます。お客様の状
況に応じてご相談させていただきますので、下記の連絡先までご連絡ください。

なお、お客様から特別措置適用のお申し出をいただく場合、原則として罹災証明書等を提出していただきます。

1 適用対象

災害救助法が適用された地域で、弊社と電気のご契約をいただいているお客様です。

災害救助法の対象となる市町村については、内閣府のウェブサイトにてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の 1 か月間延長

2025 年 6 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限り）、7 月、8 月および 9 月
分の電気料金について、支払期日をそれぞれ 1 か月間延長いたします。

イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を、被災日が属する月分の翌月分から 6 か
月間に限り免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が、被災前と同じ契約内容で 2026 年 1 月末日までに電気の使用を申し込まれた
場合、工事費負担金は申し受けません。また、被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の
変更を 2026 年 1 月末日までに申し込まれた場合も、諸工料は申し受けません。

エ 臨時工事費の免除

被災されたお客様が、臨時電灯または臨時電力の使用を 2026 年 1 月末日までに申し込まれた場
合、臨時工事費は申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備については、2026 年 1 月末日までの間、復旧するまでそ
の使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光興産「電気お客様センター」

☎0120-033-364（フリーダイヤル）

※ガイドス 6「その他」をお選びください

【受付時間】9:00-17:30（12月29日～1月3日を除く）

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部

☎03-6870-6552

【受付時間】9:00-17:30（土日祝日および年末年始・弊社指定休日を除く）